資料 2-2

四日市市中小企業等振興戦略プラン骨子（たたき台）

【2027(令和９)年度）から 2031(令和 13)年度)】

2027（令和９）年〇月

四日市市

目　次

第１章　　戦略プランについて

１　戦略プランの趣旨
２　計画の位置付け
３　戦略プランの計画期間

第２章　　中小企業・小規模企業を取り巻く現状と課題

１　市内の経済の状況
２　企業等の状況
３　雇用・労働の状況

第３章　　計画の基本的方向

１　目指す姿（ビジョン）
２　施策の体系

第４章　　基本方針及び具体的施策

基本方針１　中小企業等の経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継を図る
基本方針２　中小企業等及び関係団体の相互連携を促進する
基本方針３　災害等による社会経済状況の急激な変化に対応する
基本方針４　企業誘致及び企業立地を促進する
基本方針５　多様な就労形態及び労働環境の維持向上を図る
基本方針６　多様な人材の確保及び人材の育成を図り就業の機会を提供する
基本方針７　教育活動を通じ、健全な職業観及び勤労観を醸成する
基本方針８　特色ある地域資源を生かした地域内の経済循環を促進する
基本方針９　中小企業等が担う役割の重要性に対する理解及び協力を得る
基本方針１０ 市内の中小企業等及び産業の魅力を発信する

第５章　　推進体制と進行管理

１　推進体制
２　進行管理

第１章　戦略プランについて

１．戦略プランの趣旨

中小企業（中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。）及び小規模企業（中小企業基本法法第２条第５項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。）は、地域経済や雇用を支えるとともに、企業活動を通じて、地域社会や市民生活の向上に重要な役割を果たしています。

しかしながら、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）を取り巻く社会経済情勢は、少子化に伴う人口減少や高齢化の進行による労働力人口の減少、デジタル化の急速な発展、原材料価格の高騰や米国の関税政策による影響など、大きく変化しています。

そのような状況の中で、本市では、中小企業等の創意工夫、経営意欲及び自主的な努力を尊重し、活力ある成長と発展が図られるよう、中小企業等の振興に係る基本理念等を定めた「四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例」（以下「条例」という。）が、議会提案により制定され、令和７年６月３０日に施行されました。

本プランは、条例に規定する基本理念等に基づき、中小企業等の振興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

【参考】四日市市中小企業・小規模企業振興基本条例（抜粋）

（基本理念）

第３条　中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業等の創意工夫、経営意欲及び自主的な努力を尊重し、成長を図ること。

(2) 特色ある地域資源を積極的に活用し、地域内における経済循環の促進に努め、中小企業等の創業及び育成を図ること。

(3) 中小企業等をはじめ、経済団体、労働団体、大企業、金融機関、学校及び大学等（以下「関係団体」という。）、市民等並びに市がそれぞれの役割、責務等について相互の理解を深め、連携及び協働を図ること。

（基本方針）

第１３条　市は、関係団体との連携を図りながら、第３条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業、特に経営資源の確保が困難であり、きめ細かな支援が必要な小規模企業者の経営面及び資金面に配慮し、中小企業等の振興に関する施策を講じるものとする。

(1) 中小企業等の経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継を図ること。

(2) 多様な就労形態及び労働環境の維持向上を図ること。

(3) 多様な人材の確保及び人材の育成を図り、就業の機会を提供すること。

(4) 中小企業等及び関係団体の相互連携を促進すること。

(5) 特色ある地域資源を生かした地域内の経済循環を促進すること。
(6) 中小企業等が担う役割の重要性に対する理解及び協力を得ること。
(7) 教育活動を通じ、健全な職業観及び勤労観を醸成すること。
(8) 市内の中小企業等及び産業の魅力を発信すること。
(9) 企業誘致及び企業立地を促進すること。
(10) 災害等による社会経済状況の急激な変化に対応すること。

(中小企業等振興戦略プラン)

第１４条　市は、基本方針に基づき、中小企業等振興戦略プラン（以下「戦略プラン」という。）を策定するものとする。

２　戦略プランには、中小企業等の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。

３　市は、戦略プランの策定に当たっては、中小企業等その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

４　市は、戦略プランを策定したときは、速やかにこれを公表し、周知するものとする。

５　市は、中小企業等を取り巻く環境の変化を勘案し、及び振興施策の効果を検証し、おおむね５年ごとに戦略プランに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

６　市は、戦略プランに基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

７　第３項及び第４項の規定は、第５項の規定による戦略プランの変更について準用する。

【参考】中小企業・小規模企業の定義（中小企業基本法に基づく）

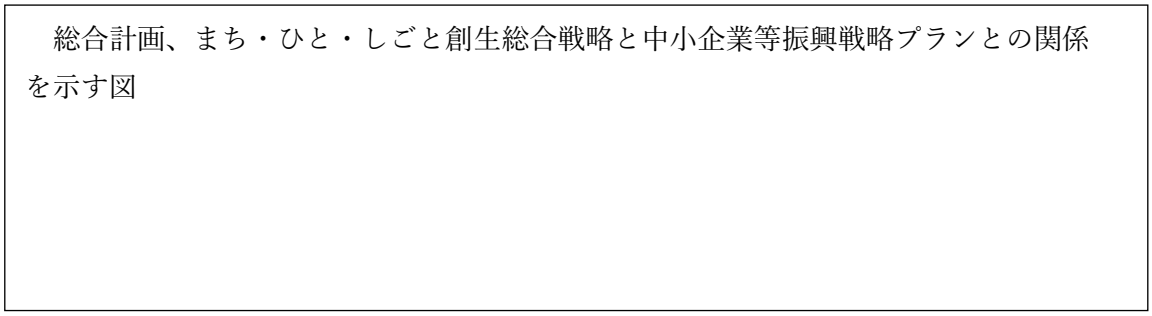
業種分類	中小企業者		
			小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数	
製造業　その他	３億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	１億円以下	100 人以下	５人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	５人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	５人以下

２．計画の位置付け

本戦略プランは、条例に基づき策定する中小企業等の振興に関する施策の総合的な計画であるとともに、四日市市総合計画における関連個別計画の一つに位置付けられます。

施策の展開に当たっては、国や県における政策の動向を踏まえるとともに、四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略などの関連する個別計画との整合性を図りながら取り組みを進めます。

【図１】計画の位置付け



３．戦略プランの計画期間

本戦略プランの計画期間は、令和９年度から令和１３年度までの５年間とします。なお、社会経済情勢の変化や取り組みの進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第２章　中小企業・小規模企業を取り巻く現状と課題

１．市内の経済の状況

２．企業等の状況

３．雇用・労働の状況

第３章　計画の基本的方向

１．目指す姿（ビジョン）

２．施策の体系

別添体系図

第４章　基本方針及び具体的施策

目指す姿の実現に向け、中小企業等の振興を図るため、条例の規定及び中小企業等の抱える課題等を踏まえ、重点的に取り組む基本的な方向性として、条例に規定された基本方針にしたがって取り組みを進めます。

基本方針１　　中小企業等の経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継を図る

中小企業等の持続又は成長に経営基盤の強化及び事業の変革が欠かせないことから、市は、中小企業等の主体的な取り組みを支援することにより、経営の安定化及び改善、事業の変革を図ることとしています。

また、創業が地域の雇用創出に必要不可欠であることを踏まえ、市は、創業希望者に対する相談体制の充実を図るとともに、中小企業等に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を図ります。

具体的な施策１　経営基盤の強化への支援	
主な事業	内容
経営相談窓口の開設	支援機関と連携し、専門家による無料の経営相談窓口の開設により、中小企業等の経営課題の解決を支援します。
企業訪問等による経営課題の把握、経営相談 ・四日市市企業ＯＢ人材センター	企業訪問等を通じ、経営課題の把握とその解決に向け、支援制度や企業間マッチングの提案などきめ細かな支援を行うことにより、中小企業等の経営力強化を図ります。
金融支援 ・制度融資（中小企業振興基金など）	三重県信用保証協会と連携し、借入時の保証料などの費用を抑えた独自の融資制度等により、中小企業等の資金繰りを支援します。

具体的な施策２　事業の変革の促進	
主な事業	内容
事業変革の促進 ・新規産業創出事業補助金 ・（産業の新たな拠点施設：スタートアップによるオープンイノベーション）	新技術・新製品の研究開発事業を行う中小製造業者を支援することにより、競争力のある中小製造業者の創出を促し、市内製造業の活性化を目指します。

具体的な施策３　創業及び事業承継の促進	
主な事業	内容
創業支援事業 ・「四日市志創業応援隊」等の創業支援事業 ・女性起業家育成事業 ・融資（四日市市独立開業資金） ・特定創業支援等事業による証明書の発行 ・特定創業者販路拡大事業費補助金	四日市商工会議所、楠町商工会、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫等の関係機関で構成された創業応援隊（創業支援ネットワーク）により、地域での創業を志す人を支援するほか、創業者を対象とした融資制度や販路拡大時の支援等の取り組みにより、創業希望者、新規創業者の支援を行います。
事業承継支援事業 ・事業承継に関する相談機会の提供 （・事業承継に対応した融資制度の創設）	商工会議所、三重県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携して円滑な事業承継のための支援を行います。

基本方針２　中小企業等及び関係団体の相互連携を促進する

中小企業等の持続的な発展を図るためには、中小企業等が互いに連携して情報交換を行うことが重要であり、また同業種のみならず、異業種間での連携を図ることにより、新たな事業展開への発展も期待できます。

また、商工会議所をはじめとする事業者支援機関など関係団体との連携を促進することにより、市内の中小企業等が関係団体の支援メニューやアドバイスを活用し、経営基盤の強化、発展が期待できることから、市では、中小企業等の事業者間の連携、関係団体との連携を促進する取り組みを行います。

具体的な施策１　中小企業及び関係団体の相互連携の促進	
主な事業	内容
・商工会議所中小企業等振興事業費補助金 ・中小企業等販売力強化支援事業費補助金	四日市商工会議所、楠町商工会が実施する事業を支援することにより、市内中小企業等の振興を図り、一層の地域産業の活性化につなげます。
相談、情報提供（ビジネスコミュニティの醸成）	産業の新たな拠点施設において、市内事業者の相談窓口を設置するとともに各支援機関が実施する様々な情報を提供します。また、事業者同士が交流・情報交換を行う場を設け、事業者間の連携を促進します。
・四日市コンビナート等先進化推進事業 ・カーボンニュートラル化促進事業補助金	国際競争力の強化と地球環境問題への対応を促進するため、四日市コンビナートの先進化に向けた取り組みを支援し、持続的な産業基

	盤の形成を図ります。 また、企業間連携によるＦＳ調査費用や水素需要の創出を支援し、新規投資を促すことでコンビナートのカーボンニュートラル化を進めるとともに、中小企業等を含む関係事業者の持続的な発展を図ります。

基本方針３　災害等による社会経済状況の急激な変化に対応する

市は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「災害等」という。）が発生した場合においても、中小企業等が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を支援するなど、災害等による社会経済状況の急激な変化に対応することとしています。

具体的な施策１　災害等による社会経済状況の急激な変化への対応	
主な事業	内容
・経営相談窓口の開設 ・セーフティネット保証	支援機関と連携し、専門家による無料の経営相談窓口の開設により、中小企業者の経営課題の解決を支援します。
・事業継続力強化支援計画（*）の策定支援 ＊事業継続力強化支援計画：商工会又は商工会議所が、地域を管轄する市町と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を策定し、知事がこの計画を認定するもの。	商工会又は商工会議所が行う小規模事業者の防災・減災対策の取り組みとして、事業継続力強化支援計画の策定を支援します。

基本方針４　企業誘致及び企業立地を促進する

市内には、臨海部の石油化学コンビナート、内陸部の半導体製造業をはじめ、多くの産業基盤があります。本市において、既存企業の設備投資、研究施設の整備などの設備投資や新規立地にかかる投資は、市内の中小企業等にも波及効果が期待できるため、それらの投資を促す取り組みを行います。

具体的な施策１　企業誘致及び企業立地・投資の促進	
主な事業	内容
・企業立地奨励金 ・民間研究所立地奨励金	新規の企業立地や既存企業の新規設備投資、新規産業の創出などを誘発するため、新規立

・ＩＴ企業等進出支援事業補助金 ・水素供給設備整備事業補助金	地企業や既存事業所が行う設備投資に対する支援措置を講じます。また、各企業の新たな研究開発拠点の形成を支援するため、市内の既存事業所や新規立地企業が新たな研究施設・設備の新増設を行う場合に支援措置を講じます。 さらに、近鉄四日市駅周辺のコワーキングスペースや、ハードウェア、ソフトウェアのＩＴ企業、産学官拠点などの立地を活かし、ＩＴ企業等都市型産業の集積を図るため、ＡＩ、ＩｏＴ等の新技術を活用した新たなビジネスの創出へと繋げるための取り組みを行います。

基本方針５　多様な就労形態及び労働環境の維持向上を図る

市内の中小企業等が、従業員の様々なライフステージへの対応を図り、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、働きやすい職場環境を整備するための取り組みを支援してまいります。

具体的な施策１　多様な就労形態及び労働環境の維持向上	
主な事業	内容
労働環境の維持向上 ・中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金 ・ワークスタイル・イノベーション推進事業 ・中小企業IoT等活用促進事業補助金	就業規則の見直しや職場環境のハード整備を支援することにより、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現や、働きやすい職場づくりを推進します。 また、生産性向上や低コスト化、省力化、製品の高付加価値化等に繋げるためＩｏＴ等の導入に取り組む市内の中小企業等を支援します。

基本方針６　多様な人材の確保及び人材の育成を図り、就業の機会を提供する

中小企業等の人材が不足している状況を踏まえ、本市は、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の就職及び定着を図るとともに、中小企業等における雇用機会の確保に関する支援や限られた資源を活用して行うスキルアップ、リスキリングなどの人材育成に関する取り組みを支援することとしています。

具体的な施策１　多様な人材の確保及び人材の育成、就業機会の提供	
主な事業	内容
多様な人材の確保及び人材の育成 ・中小企業人材確保支援事業 ・中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金 ・リスキリング支援 ・海外人材確保支援事業補助金	市内の中小企業等の人材確保・人材育成を支援するため、就職フェアへの出展や従業員の資格取得、リスキリングの支援を行います。また、外国人留学生のインターンシップの受入れ及び海外現地人材の育成に取り組む市内の中小企業等の国際的な人材の確保を支援します。
障害のある人の雇用支援 ・障害者雇用職場空間整備支援事業費補助金 ・障害者トライアル奨励金・雇用奨励金 ・障害者雇用職場定着支援補助金 ・特例子会社設立事業費補助金 ・施設外就労促進事業費補助金 ・雇用促進交付金	障害の有無に関わらず、能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、障害者を雇用する事業者に対して様々な支援を行うことにより、障害者雇用についての理解を深め、雇用を促進し、職場への定着を図ります。
就業機会の提供 ・障害者雇用サポートフェア	市内企業において障害者の雇用促進及び職場定着を図るため、事例見学会やセミナー、マッチング支援を行います。

基本方針７　教育活動を通じ、健全な職業観及び勤労観を醸成する

本市では、三重県等との連携のもと、研究開発や人材育成等を促進し、地域産業の競争力強化を図ります。また企業のＯＢが持つ豊かな経験とノウハウを活用し、中小企業等の課題解決に向けた相談業務を行うほか、次代のものづくりの担い手となる小中学生を対象として、ものづくりの楽しさを伝える講座を行い、地域産業の持続的な活性化へとつなげていく。

具体的な施策１　教育活動を通じた健全な職業観及び勤労観の醸成	
主な事業	内容
ものづくりエキスパート育成事業 ・成長分野等新分野ものづくり・販路開拓支援事業 ・技術イノベーション開拓支援事業	県内中小企業が抱える共通課題や注目すべき新技術等に関して、ニーズ、シーズ等の交流・マッチングや技術人材の育成を目的にセミナー、交流会等を三重県および関係機関と連携して開催するほか、コーディネーターによる企業訪問や販路開拓のための展示会出展を支援します。

教育活動 ・ものづくり講座（四日市市企業ＯＢ人材センター） ・三重県ジュニアロボコン	企業ＯＢが小中学生を対象に、技術者ならではのものづくりの魅力を伝え、自身の体験等に基に、理科の不思議や本市産業の魅力について学習できる機会を提供します。 三重大学が開催するジュニアロボコン事業に市内小学生から参加者を募るとともに運営を支援します。

基本方針８　特色ある地域資源を生かした地域内の経済循環を促進する

本市では、四日市萬古焼をはじめとした地場産業や、市名の由来となった定期市など特色ある地域資源を有しています。それらの地域資源の活用を通じて、地域内の経済循環の促進を図ります。

具体的な施策１　地域資源の活用	
主な事業	内容
地域資源の活用 ・萬古焼の里推進事業 ・萬古焼振興事業 ・地場産業普及啓発事業 ・地場産業体験学習事業 【他部局】 ・コンベンション、大規模スポーツ大会の誘致 ・泗水十貨店	＜萬古焼の拠点施設・ばんこの里会館の維持補修費用の助成＞ 普及啓発事業、リニューアル事業、大規模修繕事業 ＜萬古焼の振興費用の助成＞ 四日市萬古焼伝統産業技術マイスター認定事業、子供陶芸コンクール、やきものたまご創生事業、四日市萬古陶磁器コンペ事業、陶器の日事業、四日市萬古まつり等支援事業 ＜萬古焼普及啓発費用の助成＞ 地場産品広報活動事業、伝統産業普及啓発事業、伝統産業後継者育成講座開催費補助事業、四日市萬古焼でおもてなし事業 ＜萬古焼にかかる体験講座費用の助成＞ 萬古焼陶芸体験事業、萬古焼陶芸体験出前講座開催事業、教職員萬古焼研究講座開催事業

具体的な施策２　商店街、定期市の振興	
主な事業	内容
商店街の賑わい創出 ・空き店舗活用支援事業 ・商店街活性化イベント事業 ・商店街魅力アップ事業 ・高校生による魅力創出事業	商店街の賑わい創出を目指し、空き店舗の活用やイベント開催を支援するほか、商店街が実施する回遊性の向上や魅力向上を目指した取り組み、高校生による商店街の魅力を発信する取り組みを支援します。
定期市の振興 ・定期市におけるイベント開催支援事業 ・定期市にかかる情報発信	本市の市名の由来と言われており、市内で以前から買い物拠点として親しまれている定期市の振興を図るため、定期市で開催するイベント開催を支援するほか、広く市民に知っていただくよう定期市のＰＲを行います。

基本方針９　中小企業等が担う役割の重要性に対する理解及び協力を得る

本市には多くの事業所が立地しており、国内有数の産業都市として発展を遂げていますが、その中で中小企業等は重要な役割を果たしています。本市は、市民に中小企業等の活動に対する理解・協力が得られるよう、中小企業等に関する様々な情報の広報等に取り組みます。

具体的な施策１　中小企業等が担う役割の重要性に対する理解及び協力を得る	
主な事業	内容
・四日市市産業功労者等の表彰	産業の振興及び発展に多大な功績のあった方に対し、その栄誉を讃え、功績を顕彰します。

基本方針１０　市内の中小企業等及び産業の魅力を発信する

市内には優れた技術力や魅力のある製品を有する中小企業等が立地しています。本市は、市内の中小企業等の魅力を広く発信するとともに、中小企業等が行う販路拡大等の取り組みを支援します。

具体的な施策１　中小企業等及び産業の魅力の発信	
主な事業	内容
・見本市等出展事業補助金 ・中小企業海外販路開拓支援事業補助金 ・グレーター・ナゴヤ・イニシアチブ	市内で開発された優れた製品の販路拡大と新規需要開拓を促進するために、見本市等に出展する団体等を支援します。 また、海外で開催される見本市や商談会への

	市内の中小企業等の参加を支援することにより、市内企業の海外市場における販路開拓や取引促進を図り、マーケティング力や販売力を強化します。

第５章　推進体制と進行管理

１．推進体制

本計画の推進に当たっては、商工団体や中小企業関係団体、金融機関、国や県など、中小企業等の振興に係る様々な主体と緊密に連携しながら、施策に取り組むこととします。

２．進行管理

本計画の目標を達成するためには、各施策を計画的に推進するとともに、その効果や成果について適切な進行管理を行っていく必要があります。

そのため、毎年度、数値目標のほか、施策の進捗状況を点検、評価するとともに、必要に応じて、事業者の意見も参考にしながら、契約や取り組みの見直し、改善を行います。